

第2編
真室川町総合計画

第1章 総合計画策定にあたって

① 総合計画策定の趣旨

真室川町では、平成23年度（西暦2011年度）を初年度とする「第5次真室川町総合計画」を策定し、『人が輝き 町が輝き 未来が輝く まむろ川』を将来像として掲げ、各分野において町勢発展に向けた各般の施策を推進してきました。

この間、人口減少の加速、情報通信技術（ICT）*2の急速な進展、自然災害の頻発化・激甚化、感染症に対する不安の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

こうした中で本町が発展し続けるためには、社会の潮流を踏まえつつ、中長期的な視点に立って、町のあるべき姿、政策の方向性を示し、町民と意識を共有しながら町政を運営していくことが必要であることから、今般、新たな町政運営の指針となる「第6次真室川町総合計画」を策定します。

② 計画の構成と期間

本計画は「基本構想」と「基本計画」で構成し、その内容と期間は以下のとおりとします。

（1）基本構想

町の将来を展望し、総合的かつ計画的な運営を図るための基本的な構想をいい、本町が目指す将来像を示し、それを実現するための基本的方向を示すものです。

【計画期間】 10年間（令和3年度～令和12年度）

（2）基本計画

基本構想を実現するために、町政全般にわたって施策の展開方向と主要な事業を示すものです。

【計画期間】 5年間（令和3年度～令和7年度）

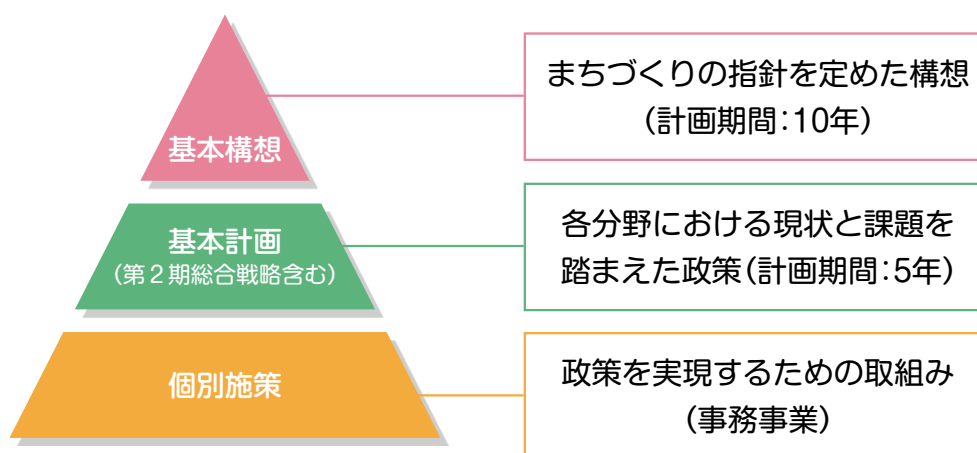
*2 インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略で、通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながること。

③ 総合戦略との関係

基本計画を「まち・ひと・しごと創生法」(注)(平成26年法律第136号。以下「創生法」という。)第10条第1項の規定に基づく本町における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけ、総合計画と総合戦略を一体的に策定します。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
基本構想	10年間									
基本計画 (総合戦略含む)	5年間					5年間				

◆令和8年度以降の基本計画については、令和7年度までの基本計画の検証と、国の次期「まち・ひと・しごと創生基本方針」を踏まえ策定します。



(注)

◆まち・ひと・しごと創生法(抄)

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実績に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

第2編 真室川町総合計画

◆「地方総合戦略の策定・効果検証のための手引き(令和元年12月版)」 P16 (抜粋)

6-1 総合計画等と地方版総合戦略との関係

地方版総合戦略は人口減少克服・地方創生を目的としていますが、いわゆる総合計画等は、各地方公共団体の総合的な振興・発展等を目的としたものであり、両者の目的や、含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては数値目標や重要業績評価指標(KPI)^{*3}を設定することとなっていますが、こうした手法は、総合計画等においては義務付けられたものではありません。

ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において人口減少克服・地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標(KPI)が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と総合戦略を一つのものとして策定することは可能です。(以下、省略)

※ 創生法における人口減少克服・地方創生という目的は、本町が今後行うまちづくりにおいての重要課題であることから、本町は第6次真室川町総合計画と第2期真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に策定します。

こうしたことから、この計画の名称を「真室川町総合計画・真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とします。

4 計画の推進

- 本計画の推進においては、組織内の連携を図りつつ、「民間活力」を積極的に活用しながら、限られた財源や資源の中で効率的かつ効果的な取組みを進めていきます。

5 進行管理

- 基本計画の施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定し、各年度に達成状況や課題の整理・分析・評価などを通じて、事業等の内容を見直し改善することとします。
- 基本計画の終了年度には、その成果を総括し、次期の基本計画を策定します。
- なお、社会情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め柔軟に対応することとします。

*3 組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標を意味し、達成状況を定点観測することで目標達成に向けた動きを把握することができる。

第2章 真室川町の状況

1 概要

本町は、1956(昭和31)年9月に真室川町・安楽城村・及位村の1町2村が合併し、誕生した町です。

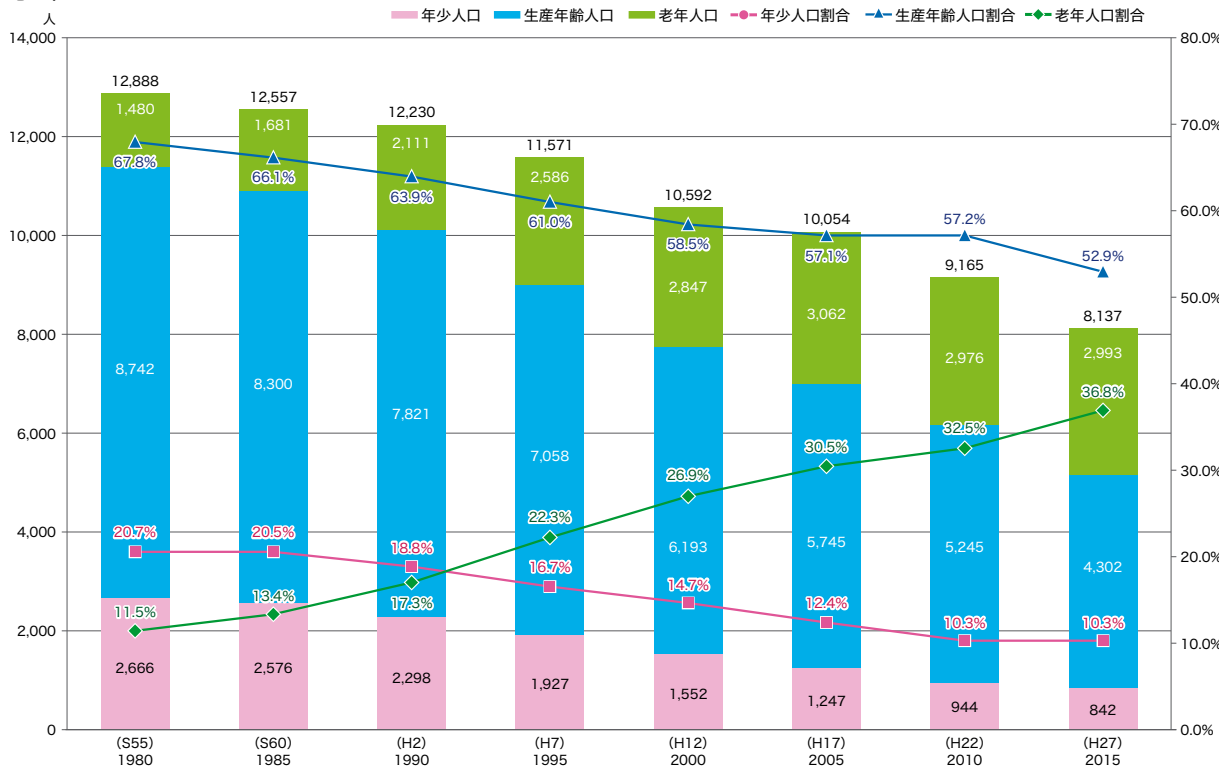
山形県の最北端に位置し、総面積374.22km²のうち林野面積が88.3%を占める山間地であり、東側、西側及び北側の三方を急峻な山々に囲まれ、これら山地からの支流が町を縦断する真室川と鮭川に流れ込み、その河川流域に平地や集落が小範囲に点在しています。

平均気温10.0℃、平均年間降水量2,711.0mm、最深積雪量271cmが示すように、夏は盆地特有の高温多湿、冬は豪雪という自然条件にあつて、木材や山菜に代表される森林資源に恵まれ、四季折々の景観と風土のなかで、独特の地域文化が築き上げられてきました。

2 年齢の3区分別人口

年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)はそれぞれ一貫して減少しています。老年人口(65歳以上)についても、2010(平成22)年に減少へ転じており、現在は横這いの状況にあります。

老年人口割合(高齢化率)は、2015(平成27)年で36.8%となっており山形県内でも高い水準にあります。



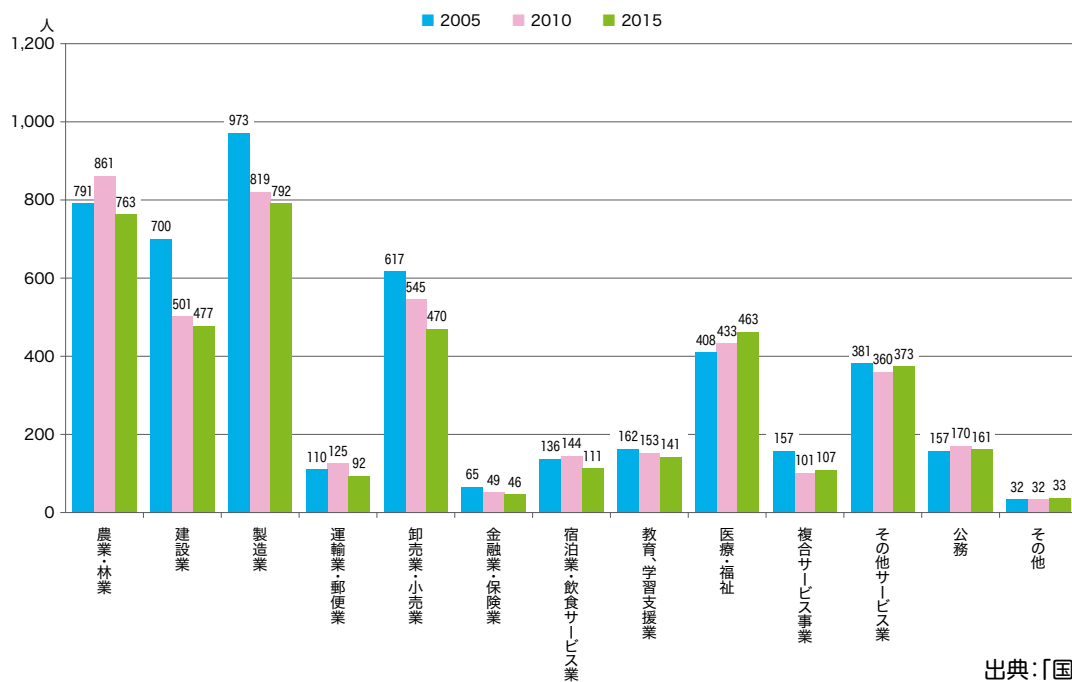
出典:「国勢調査」

第2編 真室川町総合計画

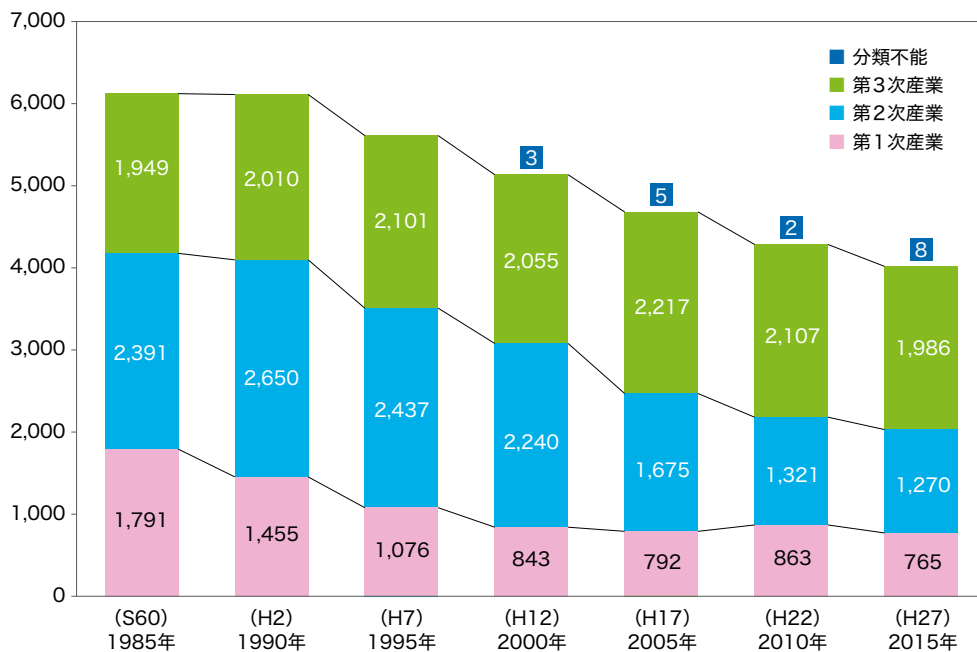
③ 産業構造

2015(平成27)年の国勢調査によると、本町の就業者総数は、4,029人であり、人口に占める割合は49.5%となっています。うち、農林水産業の第1次産業は765人(19.0%)、製造業や建設業などの第2次産業は1,270人(31.5%)、小売業やサービス業などの第3次産業は1,986人(49.3%)となっています。

2005(平成17)年から2015(平成27)の10年間の推移をみると、人口と同様に減少傾向にあり、就業者数は660人・14.1%減少しています。



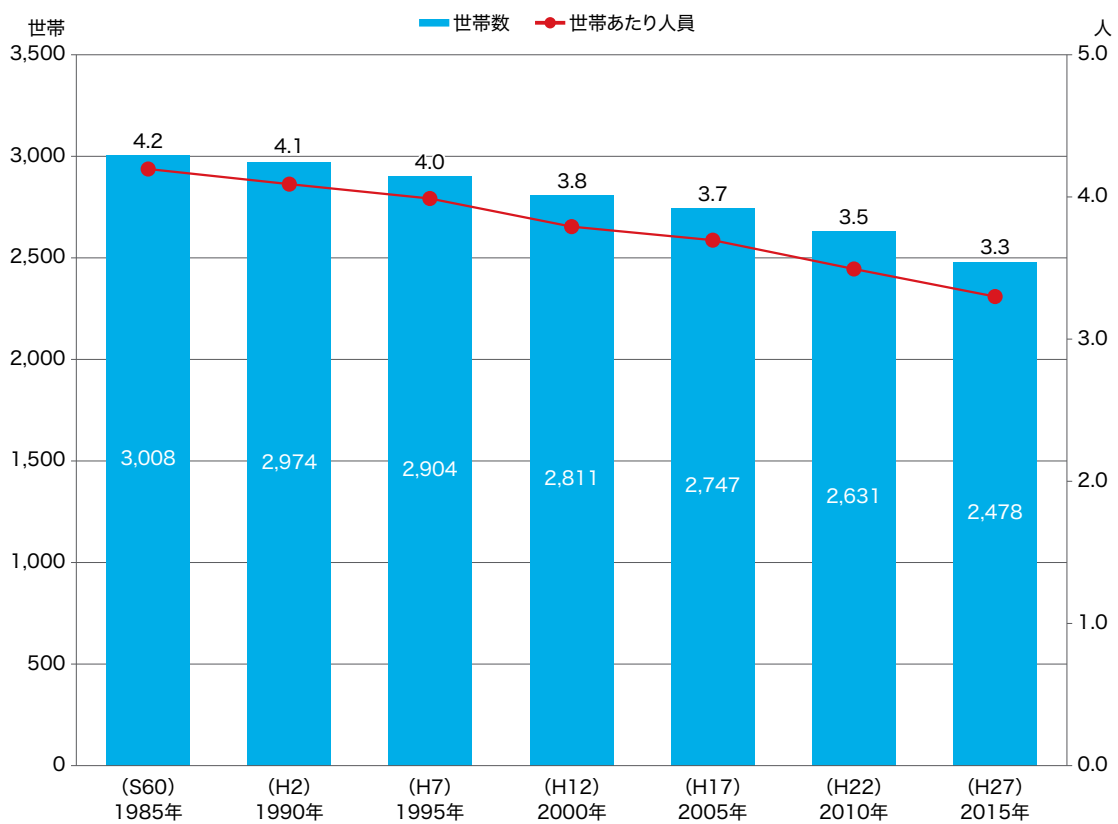
出典：「国勢調査」



出典：「国勢調査」

④ 世帯数

2015(平成27)年の国勢調査によると、本町の世帯数は、2,478世帯となっており、1995(平成7)年まで緩やかに減少していたものが、2000(平成12)年以降は減少率が大きくなっています。世帯あたりの人員も、1995(平成7)年まで4人台であったものが、2015(平成27)年では3.3人まで減少しており、家族構成なども変化していると推測されます。



(単位:世帯・人)

(年度)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)
世帯数	3,008	2,974	2,904	2,811	2,747	2,631	2,478
世帯数の減少率	1.8%	1.1%	2.4%	3.2%	2.3%	4.2%	5.8%
世帯あたり人員	4.2	4.1	4.0	3.8	3.7	3.5	3.3

出典:「国勢調査」

第3章 社会経済情勢

① 人口減少と少子化の加速

我が国は2008(平成20)年をピークに人口減少社会に突入しています。未婚化や晩婚化等による出生数の減少に歯止めがかからず、死亡数が出生数を上回っていることが要因とされています。

国内の人口移動の状況を見ると、これまでは東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)への転入超過が長い間続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京圏一極集中の流れにも変化が出てくると予測されています。

② 人生100年時代の到来

我が国の平均寿命は延伸が続き、「令和元年度高齢社会白書」(内閣府)によれば、2065(令和47)年には、男性84.95歳、女性91.35歳となることが予測されています。今後も元気な高齢者は増えていくものと見込まれ、「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。

③ ライフスタイルや価値観の多様化

生活水準の向上やインターネットの普及等により、ライフスタイルや個人の価値観が多様化しています。内閣府の調査では、「豊かさ」について、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさやゆとりある生活」を重視する傾向が続いています。また、社会が一体となって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や「働き方改革」が提唱され、多様な豊かさと生活の在り方に対する国民の関心は高まっています。

④ 技術革新の進展とデジタル化の加速

我が国では、AI^{*4}やIoT^{*5}、ロボットなどの技術革新がこれまでにないスピードで進展しています。こうした技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会「Society5.0(超スマート社会)^{*6}」の実現に向けた動きが加速しています。また、

*4 人工知能。学習、推論、認識、判断などの人間の知能を持たせたコンピュータシステム。

*5 物のインターネット。情報伝達機能を物に組み込み、インターネットでつなぐことで、物からデータ取得したり、そのものを遠隔操作する仕組み。

*6 閣議決定により、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱された言葉。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

デジタル化の加速によりテレワーク^{*7}やオンライン会議^{*8}などの新しい仕事のあり方が示され、ワーケーション^{*9}やキャッシュレスなど生活の多様性にも影響を及ぼしています。

⑤ 自然災害の頻発と激甚化

地球温暖化による継続的な気候変動は気象現象にも大きな変化を与えており、大雨や短時間豪雨の発生頻度は増加傾向にあります。山形県や最上管内でも風水害や土砂災害が頻発し、被害規模が拡大傾向にあります。国では国土強靱化基本計画やそれに基づく年次計画が策定され、災害に対応する強靱な国土づくりを推進するとともに、地方に対してもハード・ソフト両面から強靱なまちづくりを求めています。

⑥ 地球環境への意識の高まり

我が国では成長戦略の柱として経済と環境の好循環を掲げ、二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになるようなエネルギー利用のあり方やシステムを指す「カーボン・ニュートラル^{*10}」の実現に向けた動きがみられはじめるなど、省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限活用する取組みが今後さらに活発になることが見込まれます。

⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応

2020(令和2)年、世界がその猛威に直面した新型コロナウイルス感染症は、我が国においても感染が拡大し、未だに収束にいたっていない状況にあります。そのような中において、「新しい生活様式」の実践を通じて感染予防の徹底を図りながら、経済の再生と新しい働き方による地方への人口分散・回帰の関心の高まり等が見られます。

*7 情報通信技術を利用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*8 モニターやカメラ、マイクを使って、遠隔地の人とコミュニケーションを取ることができる仕組み。

*9 英語のWork(仕事)とVacation(休暇)の合成語。リゾートや地方部など普段とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。

*10 環境科学の用語の一つ。何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念。

第4章 主要課題

現状や特性、本町を取り巻く社会経済情勢の変化、まちづくりアンケートの結果等を踏まえ、本町が抱える主要課題を整理します。

① 人口減少・少子化の抑制

人口減少・少子化は、後継者や労働力不足による生産力の低下だけでなく、地域コミュニティの衰退など、まち全体の活力に影響を及ぼします。

まちづくりアンケートの結果では、人口減少抑制を求める意向が多く、子育て世代では、さらなる子育て支援の充実を望む意見が多くを占めています。

また、将来的に子育て世代となりえる15～24歳の若い世代で、進学や就職に伴う大幅な転出超過が続いており、UIJターン*¹¹などの地元回帰や移住を促す取組みとあわせ、雇用や住宅等の生活条件整備を進めなければ、人口減少・少子化の抑制にはつながらない状況にあります。

② 産業の振興と雇用の確保

本町の産業別就業人口を見ると、男性では農林業、製造業、建設業の就業者数が、女性では医療・福祉、製造業、小売業の就業者数が多くなっています。しかし、どの業種においても、担い手や後継者不足が顕在化しています。また、景気の浮沈や労働力確保の課題により、新規企業の進出は進まない状況にあります。

産業の振興は、雇用と収入の確保だけでなく、若い世代が地元へ回帰するために取り組まなければならない喫緊の課題となっています。

③ 高齢社会への対応

本町の老年人口割合（高齢化率）は2015（平成27）年の国勢調査時点において36.8%ですが、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、2035（令和17）年には50%に達するものと推計されています。

*11 人口還流現象の総称であり、Uターンは地方から都市に移住したあと、再び故郷に戻ることに。Iターンは都市から地方に移住すること。Jターンは地方から都市に移住したあと、故郷の近くの地方都市に再び移住すること。

地域の担い手が減少する一方、高齢者の人口に占める割合が高くなっていることから、高齢者のみの世帯も増加し、居住地域によっては買い物や通院などの日常的な移動が困難になりつつあったり、地域コミュニティとの関わりが少なくなったりしています。まちづくりアンケートの結果では、「保健・医療・福祉の充実」を男女各世代が最も重要視している項目に挙げており、町民全ての人が、健康で安心して暮らせる社会の実現が望まれています。

④ 教育環境の充実と人材育成

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習機会の確保のため、教育環境の充実が求められます。また、幼い頃から地域の自然・歴史・文化を学ぶことで郷土愛を育み、将来にわたり活力あるふるさとを担う人材を育てることが地域社会を形成していくうえで必要とされています。

⑤ 安全・安心の確保

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災や、山形県内観測史上最大の震度6弱の揺れを記録した2019(令和元)年6月の山形県沖地震、最上川の氾濫等により山形県内に過去最大の風水害被害をもたらした2020(令和2)年7月の豪雨災害など、近年、山形県でも大規模な自然災害が多発しています。

また、今なお猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、世界各地で人命を脅かし、経済を停滞させ、人々の生活様式を一変させました。

こうしたことを背景に、様々な危機への対応力を強化し、安心して暮らせる安全なまちづくりを進めていくことが求められています。

第5章 基本構想

① まちの将来像

第6次真室川町総合計画で目指す10年後（令和12年度・2030年）の「まちの将来像」を次のとおり定めます。

「生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川」

～ 人と未来がつながる「住みたい・帰りたい・訪ねたい」ふるさとの創出 ～

本町には、緑豊かな山々や清らかな河川などの自然を背景に、伝統文化や暮らしの知恵が先人から脈々と受け継がれてきました。本町がもつ多様な文化や資源を通じた日々の暮らしの中で、あらゆる世代が幸せな瞬間をこの町で積重ね、暮らしそのものに意義を感じることで町全体の豊かさにつながると考えます。

わたしたちは、町民一人ひとりが個性を発揮し、地域や世代を超えた多様な関わりの中で、自分らしい「暮らし」「学び」「仕事」を通じて生きがいを実感でき、日常生活の中に笑顔があふれ、誰もが「住みたい」、「帰りたい」、「訪ねたい」と思える町を目指します。

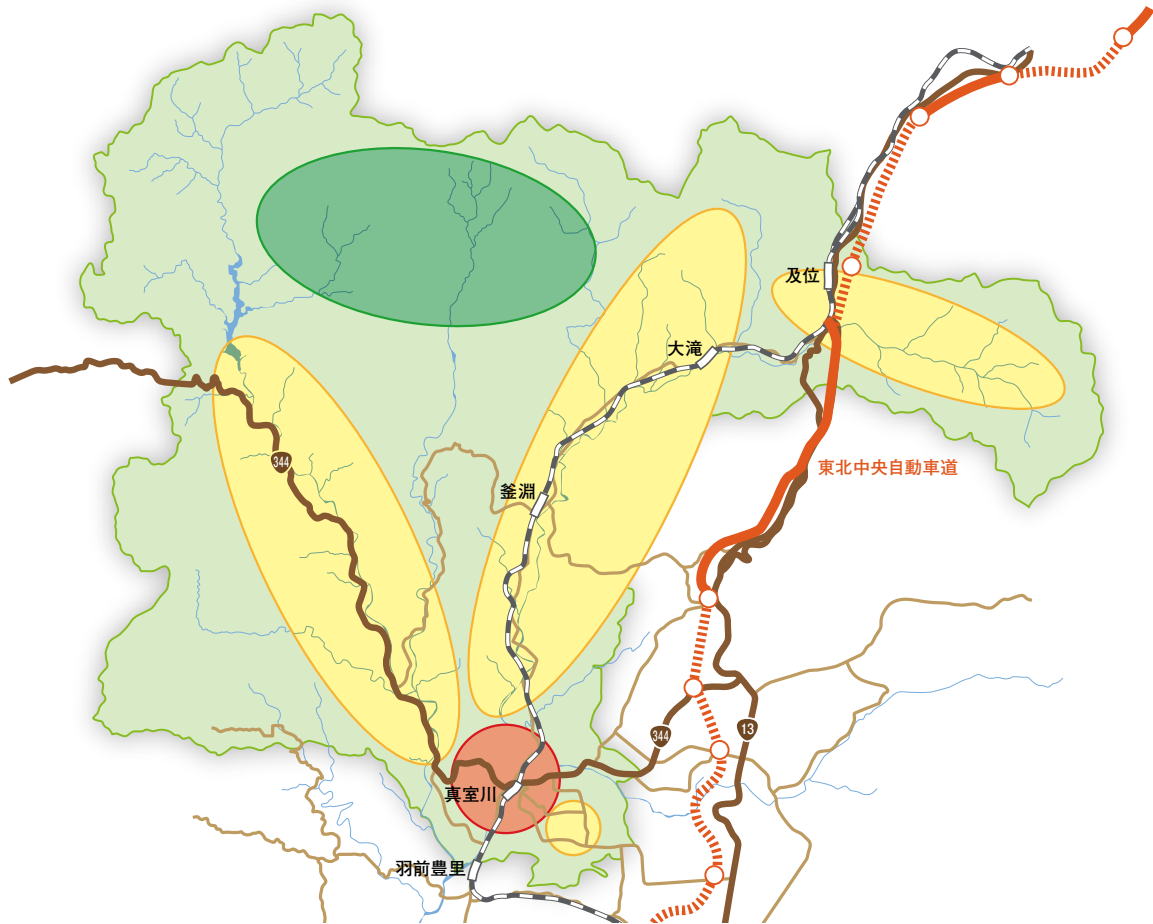
○ 10年後の人口展望




2030(令和12)年の展望：5,647人

(出典：真室川町人口ビジョン)

② 土地利用の方向

これまでの土地利用の方向性を継承することを基本として、今後の土地利用について、次のとおりゾーニングを行います。



凡 例	ゾーン	機 能
	市街地ゾーン	南部は町の中心的生活の場としての土地利用を目的とする「市街地ゾーン」として位置づけ、公共施設やインフラ整備の調整を図ります。
	農村・集落ゾーン	鮭川・真室川の支流を含む河川沿いに集落や農地が点在していることから「農村・集落ゾーン」として位置づけ、農業基盤の整備による農村生産力の向上と自然環境の保全を図ります。
	森林ゾーン	山形県立自然公園として指定を受ける北部の山林を「森林ゾーン」として位置づけ、森林環境保全を基本としながら、巨木をめぐるトレッキングなど観光資源のフィールドとしても充実を図ります。

※工業ゾーンは特に設定しておりませんが、「市街地ゾーン」「農村・集落ゾーン」の中で、立地条件に適した産業の誘致・支援を進めていきます。

第2編 真室川町総合計画

③ 基本目標

「まちの将来像」の実現に向けて、次の5つの「基本目標」を定め、その基本的な方向性を示しながら、これを積極的に進めていきます。

基本目標Ⅰ〔産業・雇用〕

『やりがいを持って安心して働けるまち』

本町は、ニラ、ねぎなどの園芸作物や山菜、原木なめこをはじめとする特産林産物など自然豊かな環境の中で生産される質の高い農産物の宝庫です。また、土づくりにこだわった米作りや環境に配慮した畜産など安全安心な作物づくりが行われています。さらに、林野率の高さを背景に東北有数の製材業者が存在するとともに、製造業においても他社との差別化を図り、真似の出来ない技術をもとに大手企業から仕事を受注している事業所が存在しています。こうした本町ならではの資源をフルに活用し、生産性を向上させ、就業の場の確保や所得の向上を図ります。

基本目標Ⅱ〔保健・福祉・医療・子育て〕

『健やかで安心して暮らせるまち』

心豊かで安心な暮らしを営む基本は、自分が健康であり続けることです。このため、心身の健康づくりに関する取組みを一層促進するとともに、心身の状態や機能の維持・回復に向け、誰もがいつでも適切な保健、医療及び福祉のサービスを受けられるよう体制を強化します。

また、町民一人ひとりが地域とのつながり・人と人の絆を大切にしながら、思いやりの気持ちを持って、共に支え合う体制を構築します。

基本目標Ⅲ〔教育・スポーツ・文化〕

『みんなで育む学びのまち』

本町が将来にわたって発展し続けていくためには、次代を担う人材の育成が重要です。ふるさと真室川を愛し、高い志を持って、未来をひらく人材を育てるため、学校教育を軸に、家庭や地域と連携しながら、学力の向上と郷土愛の醸成を図ります。

また、「人生100年時代」と言われる長寿社会において、長い人生がより充実したものとなるよう、ライフステージやライフスタイルに合わせた学びの場、文化芸術やスポーツに親しむ機会を充実させます。

基本目標Ⅳ〔インフラ・環境・防災〕

『暮らしやすさを実感できるまち』

暮らしの質を向上させる水道、公園、住宅などの生活環境の整備を推進するとともに、買い物や通院などの日常生活や産業経済活動を支える基盤である道路などの社会資本の整備や公共交通の維持確保を図ります。

また、本町の緑豊かな自然環境・景観を保全する取組みを推進するとともに、再生可能エネルギーの利活用を促進するなど低炭素社会の実現に向けた取組みを推進します。

豪雪地帯である本町において雪は切っても切れない存在です。除雪などの克雪の取組みはもとより、雪を産業・観光・地域づくりに活かす利雪の取組みを推進します。

加えて、大規模災害や感染症への対応など危機管理機能の強化を図るとともに、犯罪や交通事故など様々なリスクを最小化する取組みを推進します。

基本目標Ⅴ〔自立・持続可能な基盤〕

『健全で自立したまち』

地域社会の活力を向上させていく源泉は「人」であり、地域に根差し、周囲の人たちと協力して、地域の発展に貢献していく人材を育成・確保していくことが重要です。町の次代を担い、人口の自然増の役割も担う若者を主なターゲットにした定住・移住対策を推進するとともに、年齢や性別などに関わらず、誰もが地域の中でそれぞれの能力を発揮できる環境を整備します。

また、当面、人口減少の進行が避けられない中、本町の資源を効果的に町外に発信し、町外に住んでいても本町の魅力を感じ、継続的に関わってくれる人の拡大を図ります。

本計画に掲げる政策の推進にあたっては、限られた財源・人員等の最適配分を行い、財政の健全化に取り組みながら、町民が真に必要なとする行政サービスを提供します。

④ 第6次真室川町総合計画及び総合戦略の体系図

本町では、国の基本目標並びに山形県の基本方向と連携し、総合計画の基本目標と施策を示し、中でも重点施策を総合戦略として位置づけます。

